

久慈地区斎場指定管理者募集要項

久慈広域連合（以下、「連合」という。）は、久慈地区斎場（以下、「斎場」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年久慈広域連合条例第1号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 募集の概要

（1） 対象施設

① 対象施設の概要

区 分		概 要
名 称		久慈地区斎場
所 在 地		久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地35
建 物 概 要	竣工時期	平成25年6月30日
	構 造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造（2階建）
	延べ面積	1,642.49㎡（1階：1450.68㎡ 2階：191.81㎡）
	階 数	2階
	敷地面積	15,119.49㎡
	開場時間	午前8時30分から午後5時まで 及び広域連合長が特に必要と認める時間
	休場日	1月1日及び広域連合長が特に必要と認める日
施設内容		火葬炉3基、告別室、炉前ホール、収骨室（2室）、 待合室（3室）、トイレ（男子、女子、多目的）、 授乳室、管理事務所、 駐車場80台（マイクロバス4台含む）

② 対象施設の設置目的

火葬及び納骨等が住民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

③ 火葬の状況

1日最大6体火葬（年間火葬件数 約990件）

（2） 管理の基準

① 関係法令及び条例等の規定に基づき、施設を適正に管理運営すること。

② 使用許可の基準

③ 取得した個人情報に適正に管理すること。

個人情報の保護に関する法令及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条及び個人情報取扱特記事項の規定等を遵守すること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

(3) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うものとします。なお、業務の詳細は、「久慈地区斎場指定管理者仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)において定めます。

ア 施設の運営及び使用手続きに関すること

イ 施設、付帯物件及び物品の維持管理に関すること

ウ 施設の防災に関すること

エ その他設置目的を達成するために必要となる業務に関すること

(4) 提案業務と自主事業

指定管理者は、業務仕様書に掲げた業務のほか、あらかじめ連合にその内容を提案し、連合が施設の設置目的内であると判断して協定書に記載した事業については、提案業務として事業を実施することができます。

なお、提案業務は指定管理業務となります。

また上記に該当しない場合においても、連合が施設の設置目的に合致していると判断した事業については、指定管理者は自主事業として事業を実施することができます。

自主事業は、指定管理者が費用等をすべて負担して実施するものとし、料金を徴収する場合は自己の収入とすることができます。

なお、自主事業の実施にあたっては、施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施するなど、なるべく一般の利用を妨げることが無いようにすること。

＜指定管理業務・提案業務・自主事業の別＞

Ⅰ 協定書記載の業務 ＝指定管理業務	ア 連合が仕様書に掲げた業務
	イ 提案業務(指定管理者が企画した業務)
Ⅱ 協定書記載以外の業務 ＝自主事業(指定管理者が企画した業務)	ウ 設置目的内⇒施設の使用許可(指定管理者による許可)による事業
	エ 設置目的外⇒施設の目的外使用許可(連合による許可)による事業

(5) 指定期間(予定)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(新規指定管理者の場合、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間))

(6) 指定管理に関する経費

① 委託費

ア 指定管理業務に係る委託費は、上記「(5)指定期間(予定)」に定める指定期間をとおして下記「委託費基準価格」以内(一切の経費を含む。)とします。委託

費基準価格を超える応募については、審査の対象外となりますのでご注意ください。

⇒委託費基準価格 242,765千円(消費税及び地方消費税(10%)を含む)
(5年間の指定期間の場合)

イ 連合は、指定管理業務に係る委託費を、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに予算の範囲内で支払います。(前金払をすることがあります。)

ウ 消費税率の改定があった場合の支払額については、当該改定時の制度に従います。

② 利用料金制の導入の有無

利用料金制を導入しません

③ 委託費以外の収入の取扱い

自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入とします。

④ 参考資料

過去3年の施設の運営に要した費用等の実績は、別紙「管理運営状況の実績」のとおりです。

(7) 関係法令等

指定管理者の応募にあたっては、この要項に定めるもののほか、次の法令を参照してください。

① 地方自治法(昭和22年法律第67号)

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

③ 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成24年久慈広域連合条例第1号)

④ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)

⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

⑥ 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久慈広域連合条例第2号)

⑦ 情報公開条例(平成12年久慈広域連合条例第9号)

⑧ 火葬場条例(平成20年久慈広域連合条例第7号)

⑨ 火葬場条例施行規則(平成20年久慈広域連合規則第15号)

2 応募方法

(1) 応募資格

① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営することができる次の団体とします。

ア 久慈市、洋野町、野田村及び普代村(以下、「管内市町村」という。)に事務所、事業所等を有する団体

イ 説明会に参加した団体

ウ 火葬場の管理運営業務の知識を有し、当該施設を安全、円滑に管理運営できる団体

② 次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- イ 管内市町村から指名停止処分を受けているもの
- ウ 市町村税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人

オ 申請団体の役員に次のいずれかに該当するものが含まれているもの

- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

カ 管内市町村から指定の取り消しを受けたもので、処分から2年を経過していないもの

③ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めて応募してください。この場合において、代表団体以外の団体は、当該グループの構成員として扱います。

なお、単独で応募した団体は、グループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできません。

（2） 応募方法

① 応募書類

応募に当たっては、次の書類を11部（原本1部、写し10部）提出してください。

また、連合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定申請書（別記様式第1号）

グループ申請の場合、グループ申請構成表（別記様式1－1号）も提出してください。

イ 誓約書（別記様式第2号）

ウ 指定を受けようとする施設の管理に関する業務の事業計画書（別記様式第3号）及び収支予算書（別記様式第4号）

※収支予算書（別記様式第4号）は、現行の税率及び利用料金で算定してください。

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書

カ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書

キ 管理運営について提案がある場合は、管理運営提案書

ク 職員配置計画（別記様式第5号）

- ケ 受託事業実績概要書（別記様式第6号）
- コ 地域貢献活動調書（別記様式第7号）
- サ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類似するもの
- シ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの
- ス 納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

※団体として納税証明書が発行できない場合は、代表者の納税証明書とする。

② 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。なお、久慈広域連合のホームページからもダウンロードできますのでご確認ください。

- ア 配布期間：令和7年8月1日（金）～令和7年9月16日（火）
- イ 配布時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 配布場所：久慈広域連合衛生課

久慈広域連合HPアドレス <https://www.kuji-kouiki.jp>

※ 募集要領等の郵便請求は受け付けません。

③ 募集要項に関する質問の受け付け及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。質問に対する回答は、郵送又は電子メール等により9月3日（水）までに質問者あてに直接回答するとともに連合のホームページに掲載します。

- ア 受付期間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月27日（水）午後5時15分まで
- イ 受付方法：質問書（別記様式第8号）に記入のうえ、郵送又は電子メール等により久慈広域連合衛生課あて送付（送信）してください。郵送の場合は、受付期間内必着とします。

④ 説明会

説明会を次のとおり開催します。

- ア 日時：令和7年8月20日（水）14時
- イ 場所：久慈地区斎場
- ウ 内容：指定管理者が行う業務の概要説明
- エ 申込：参加を希望される団体は、申込書（別記様式第9号）に記入のうえ、郵送又は電子メール等により令和7年8月18日（月）午後5時15分までに申し込みください。
- オ その他：写真等の撮影は可能です（利用者及び現指定管理者の個人情報を除く）。

⑤ 申請書類の提出期限及び提出方法

申請書類の提出の受付を次のとおり行います。

- ア 申請書提出期限：令和7年9月16日（火）午後5時15分まで
- イ 提出先：久慈広域連合衛生課
- ウ 提出方法：受付期限までに、直接又は郵送（必着）により提出してください。

(3) 応募にあたっての留意点

① 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

② 提供した資料の取扱い

連合が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、連合の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

③ 応募書類の変更禁止

応募に当たって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

④ 団体構成の変更の禁止

複数の団体がグループを構成して応募した場合、応募書類の提出期限後における団体構成を変更することを禁止します。

⑤ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

⑥ 応募書類の取扱い

応募に当たって提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開請求者の求めがあった場合には、情報公開条例（平成12年久慈広域連合条例第9号）の規定に基づき公開することとなります。

⑦ 著作権

ア 指定管理者の決定までの間、応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、連合は、本指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

イ 指定管理者の決定後、選定された応募書類の著作権は、連合に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

なお、応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しません。

⑧ 審査に関わる者との接触の禁止

選定の審査を公平に行うため、応募書類の提出、説明会、質問回答等応募に必要な場合を除き、審査に関わる者との接触を禁止します。

⑨ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出してください。

3 選定方法

(1) 審査の方法

審査の方法は以下のとおりとします。

① 第1次審査(書類審査)

応募資格を含め、申請書の内容を書面により審査します。

② 第2次審査(面接審査)

申請者から応募書類の内容について、追加説明やプロポーザル(提案)を受け、その後、質疑応答を行います。

(2) 審査基準

審査基準は、次のとおりです。(公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条)

① 管理計画に基づく管理により当該公の施設における市民の平等な利用の確保が図られるものであること。

② 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

③ 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。

④ その他広域連合長等が別に定める基準

(3) 指定管理者候補者としての選定

① 選定の方法

指定管理者選定審査会において採点を行い、点数に基づいた選定を行います。

なお、応募が一者であっても、採点の結果基準点に満たない場合は、指定管理者候補者として選定できません。

② 選定結果の公表

選定後、選定結果を公表します。

(4) 指定管理者の決定

① 指定管理者の決定方法

指定管理者は、審査及び議会の議決を経て、広域連合長が指定します。

② 結果の通知

応募者全員に、文書でお知らせします。

③ 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、久慈市役所掲示場に告示するとともに、連合ホームページに掲載します。

(5) 指定までの手続き

指定管理者の指定は、議会において、指定管理者の指定が議決された後となります。指定後は速やかに現在の指定管理者又は連合との引継ぎを行います。

なお、業務引継ぎに要した費用は、それぞれの団体の負担とします。

また、議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。さらに、議会の議決が得られなかった場合においても、管理運営の準備のために支出した費用に

については、一切補償しません。

(6) 指定後の手続き

業務の実施に関する細目事項、管理の基準に関する細目事項、管理に要する経費に関する細目事項等について、広域連合長と協議のうえ、協定を締結するものとします。

4 その他

(1) 事業継続が困難な場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、連合は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、連合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、連合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ③ 上記により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、連合に生じた損害を賠償しなければなりません。
- ④ 不可抗力その他連合又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合は、連合と指定管理者は、施設運営の可否について協議することとします。

(2) 事業所税の有無

無し

(3) その他

不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

5 問い合わせ先

久慈広域連合衛生課

〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地

TEL : 0194(66)9090 FAX : 0194(61)3324

Eメール : eisei@kuji-kouiki.jp

久慈広域連合ホームページアドレス : <https://www.kuji-kouiki.jp>

(別紙)

管理運営状況の実績
(過去3年分)

1 利用人数及び利用料収入額実績

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	3カ年平均
火葬炉	使用回数(回)	981	963	976	973
収骨室	使用回数(回)	946	942	953	947
待合室	使用回数(回)	972	960	976	969

2 管理運営経費の実績

(単位：円)

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
収 入	指定管理料	29,674,000	29,674,000	29,674,000	
	その他	0	0	0	
	合計	29,674,000	29,674,000	29,674,000	
支 出	人件費	19,302,591	18,967,678	19,325,082	
	需用費	1,216,235	1,508,104	1,480,630	
	役務費	1,684,977	1,621,735	1,007,953	
	委託料	5,987,487	6,222,579	5,959,129	
	賃借料	561,133	231,000	195,250	
	その他	3,013,815	2,936,417	2,631,055	
	合計	31,766,238	31,487,513	30,599,099	

3 燃料費(量)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	3カ年平均
灯油	使用量(L)	54,052	51,933	53,145	53,043
	金額(円)	5,277,069	6,602,086	7,042,862	6,307,339

4 光熱水費(量)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	3カ年平均
電気	使用量(Kwh)	270,000	263,465	269,365	269,610
	金額(円)	10,160,561	9,162,844	10,124,763	9,816,056
水道	金額(円)	114,250	115,490	109,410	113,050
ガス	金額(円)	57,733	54,169	73,334	61,745

5 業務管理

施設の管理に必要な業務管理(再委託業務)は次のとおりです。

業務名	(参考)令和6年度決算額(直近1年間)	
	委託先	委託料(円)
除草植栽管理業務	(有)八香園	2,122,219
定期清掃業務	(株)つしま	149,600
消火設備保守点検業務	(株)細谷地	129,800
電気設備保安管理業務	(一財)東北電気保安協会	325,600
地下タンク清掃・気密試験業務	(株)タツノ	198,000
火葬炉保守点検業務	(株)宮本工業所	770,000
自動ドア保守点検業務	(株)岩手ナブコ	616,000
警備業務	ALSOK岩手(株)	105,600
脱臭設備維持管理業務	共立医科器械(株)	0※1
浄化槽維持管理業務	(有)久慈衛生社	354,310
空調設備管理業務	(株)細谷地	330,000
フロン類漏洩点検業務	(株)細谷地	0※2
排ガス等測定業務	エヌエス環境(株)	858,000
残骨灰処理業務	(株)創和	0※3

※1：故障のため未実施

※2：点検対象年度ではなかったため（3年に1回の点検であり指定期間内の点検は令和8年度及び令和11年度を予定している）

※3：無料引取りのため